

<静岡市議会基本条例>

(前文)

(略)

静岡市議会は、このような時代の要請を重く受け止め、議員一人ひとりが、住民に選ばれた代表者として公正かつ誠実に行動し、常に議会のあり方を見極め、「市民が心から愛し、誇りに思う静岡」を後世に引き継ぎ、また、大規模地震等の災害対応については、議会として迅速かつ的確に行動し、もって、市民福祉の向上及び本市の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

<相模原市議会基本条例>

(市議会の役割及び活動原則)

第4条 市議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担います。

- (1) 議案等の審議及び審査に基づく議決により、本市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政の課題の把握に努めるとともに、自治立法権を最大限に発揮し、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (4) 請願及び陳情を市民による幅広い提案や意見として位置付け、適切に生かしていくこと。
- (5) 意見書の提出、決議等により、国等への意思表示を行うこと。

2 市議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる事項を活動原則とします。

- (1) 市長等との活発な議論を尽くすこと。
- (2) 議会活動及び市政に関する情報を市民へ積極的に公開し、市民への説明責任を果たすとともに、市民に分かりやすく開かれた議会運営に努めること。
- (3) 市民意見の把握に努め、適切な調査研究を行い、総合的な見地から活動すること。

(4) 大規模災害等不測の事態が発生したときは、迅速かつ適切に対応すること。

<枚方市議会基本条例>

(危機管理体制の整備)

第33条 議会は、危機事案等緊急事態が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

＜大津市議会基本条例＞

第6条 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

- 2 災害時の議会の行動基準等に関しては、大津市議会業務継続計画（議会が災害時においても議会としての権能を果たすために必要な事項を定めた計画をいう。）で定める。

＜小美玉市議会基本条例＞

（災害対応）

第19条 議会は、市民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害が発生したときは、市民及び地域の状況を的確に把握し、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるための組織体制の確立に努めるものとする。

- 2 災害時の議会対応に関し、指揮系統の序列等、必要な事項は別に要綱で定めるところによる。

＜郡山市議会基本条例＞

（災害等発生時の体制の整備）

第18条 議会は、大規模災害等から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穏を確保するため、効果的かつ機動的な活動が図られるよう議会としての体制の整備に努めるものとする。

（災害等発生時の議会の役割）

第19条 議会は、大規模災害等が発生したときは、市長等と連携し市民の生活基盤の回復、整備等に必要な予算を迅速に執行できるよう議会運営に努めるとともに、必要に応じ市長等と連携を図り災害等からの復興に向け積極的な役割を果たすよう取り組むものとする。

- 2 前項に規定する場合において、議会は、状況を調査し市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、必要に応じ市長等又は国県等に対し政策立案、政策提言、要望等を行うものとする。

（災害等発生時の議員の役割）

第20条 議員は、大規模災害等が発生したときは、議長へ自らの安否及び所在を明らかにするものとする。

- 2 議員は、大規模災害等が発生したときは、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導又は避難所に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の取組が円滑に行われるよう努めるものとする。
- 3 議員は、大規模災害等が発生したときは、地域における被災状況、被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じて、議長に報告するものとする。